

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

HITO-Communications,Inc.
最終更新日:2015年12月22日
株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役社長 安井 豊明
問合せ先:03-5979-7749
証券コード:3654
<http://hitocom-ir.com/ir/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題と位置付けております。この目的を実現するために、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)	2,767,800	30.93
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026	1,074,000	12.00
株式会社ダッチパートナーズ	1,060,000	11.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	796,100	8.90
管理信託(A001)受託者株式会社SMBC信託銀行	714,200	7.98
日本マスター・ラスト信託銀行株式会社(信託口)	705,200	7.88
野村信託銀行株式会社(投信口)	263,500	2.94
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NORTHERN TRUST GUERNSEY NON TREATY CLIENTS	128,200	1.43
JP MORGAN CHASE BANK 380621	108,500	1.21
安井 豊明	101,300	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無 [更新](#)
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、管理信託(A001)受託者SMBC信託銀行株式会社

親会社の有無 なし

補足説明 [更新](#)

野村信託銀行株式会社(信託口2052116)、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、管理信託(A001)受託者SMBC信託銀行株式会社の全所有株式については、信託契約に基づいて委託者兼受益者である新井隆二氏が信託したものであり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	8月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引等を行う場合は、取締役会において、取引内容及びその条件の妥当性について審議をし、その可否を決議することとしており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
上村 隆史	その他										
古賀 哲夫	他の会社の出身者						△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村 隆史	○	—	労働省(現厚生労働省)において労働行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、当社の労働問題、労働者派遣法等関係法令に関する助言、指導につき社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役に選任したものであります。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に特別な利害関係ではなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
古賀 哲夫		同氏は過去において、当社の主要な取引先である東日本電信電話株式会社との取締役に就任しておりましたが、同社との取引は一般事業者としての通常の取引であること並びに既に同社の取締役を退任せ	経営者としての豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かすことが期待されることから、社外取締役に選任した

		ていることから、社外取締役としての独立性を損なうものではないと判断しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査及び監査役監査の実施に当たっては、内部監査室と監査役との間で相互報告を実施するほか、監査法人から内部監査室とともに監査方法と監査結果に関する報告を受け、情報を共有することで、三者間の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立石 和義	税理士													
松田 孝子	弁護士													
中島 公男	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立石 和義	○	—	税理士としての資格を有し、会計・税務に関する専門的知見を有していることから社外監査役として選任しております。 (独立役員として指定した理由) 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
			弁護士としての資格を有し、法律に関する専門

松田 孝子	○	_____	的知見を有していることから社外監査役として選任しております。 (独立役員として指定した理由) 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
中島 公男		_____	労働行政に関する専門的知見を有していることから社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与が人や組織に行動を促す動機付けになる事は十分に認識しておりますが、現段階では実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポートについては、社長室を中心に全部門が協力する体制としており、関係部署が資料等の提供を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役3名が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整っております。

(監査役会)

当社の監査役会は監査役3名で構成されており、監査役は、すべて社外監査役であります。監査役会は、月1回の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を適宜開催し、意見交換等を行っております。また、各監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて各監査役の立場から意見を述べることにより、経営に関する監査機能の強化を図っております。なお、監査役立石和義は、税理士の資格を有しております。また、監査役松田孝子は弁護士の資格を有しております。

(内部監査室)

当社の内部監査室は2名で構成されております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、定期及び臨時に内部監査を実施し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしております。

(総合戦略会議)

当社では、常勤取締役、各部門・拠点責任者からなる総合戦略会議にて法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部責任者が所属部員に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。総合戦略会議では、直近の事業環境・業績動向の分析や今後の営業戦略等の重要事項の協議・共有を行っております。また、常勤監査役も臨席して、業務執行状況を監視しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は「監査役設置会社」形態を採用しており、取締役7名、監査役3名のうち、社外取締役として2名、社外監査役3名を選任しております。それぞれ独立した立場から経営監視、監査機能が働いていることから、現在の体制は有効であると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社は8月決算であり、株主総会集中開催日は特段ないものと認識しております。なお、直近の定時株主総会は平成27年11月27日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

当社では、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示及び説明責任を十分果たすことは上場会社の責務であり、コーポレートガバナンスの観点からも不可欠と考えております。したがいまして、当社は、(1)責任あるIR体制の確立、(2)充実した情報開示の徹底、(3)情報開示体制の確立を基本姿勢にIR活動を推進することにより、透明性の高い経営を行っております。

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年2回(4月・10月)アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、事業・業績概要や今後の見通し等について説明を行っております。
あり

IR資料のホームページ掲載

適時開示資料を掲載するとともに決算説明補足資料を四半期毎に掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

社長室をIR担当部署としております。
IR事務連絡責任者は社長室長 飯島幸一であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

ステークホルダーの保護及び取引の公正性の観点から、関係法令及び取引所が定める適時開示規則等を遵守し、投資判断の根拠となる情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、コーポレート・ガバナンスの一環として法令を遵守しつつ、業務運営が適正に行われるよう以下のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

1.当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、当社グループのコンプライアンス管理体制を整備しコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程・マニュアル等を制定する。
- (2)当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適法性を確保する。
- (3)社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2.取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的記録媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及び子会社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門・子会社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2)当社及び子会社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、当社及び子会社の損失を最小限に抑えるとともに早期の現状回復に努める。

4.当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。
- (2)子会社は会社の規模に応じて取締役会を毎月若しくは少なくとも四半期に1回以上開催し、当社の社長室が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (3)取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び職務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務遂行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。
- (4)その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5)当社は、経営計画を適正に策定・運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において中期経営計画並びに単年度予算を策定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
- (6)取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。

5.当該会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は「関連会社管理規程」を定め、当社の子会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とすること等により、グループ全体の経営管理を行う。
- (2)当社は、内部統制の構築を目的として内部統制委員会を設置し、当社及び当社の子会社における内部統制に関する協議、情報の共有化、指

示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

- (3)子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。

(4)当社の内部監査室は、グループ全体の法令・定款及び社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、すみやかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行う。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示に対する実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査役の要求を受けた場合に補助使用人を置き、監査役の職務の補助を行う。
- (2)監査役より監査業務に必要な業務指示・命令を受けた使用人は、その業務指示等に関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。
- 7.当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

(1)監査役を取締役会及びその他重要な会議に招集し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況を報告することとする。

(2)内部監査部門が実施した監査結果を監査役に供覧することとする。

(3)使用人は前項に関する重大な事實を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

(4)当社は、内部通報規程等の社内規程において、使用人が監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取り扱いを受けることが無く、また不利益処分の対象となることがないように明示的に定める。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済等の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程を定める。監査役は同規程に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。

(2)監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役社長、内部監査室、監査法人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。

(3)監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他アドバイザーを任用しその費用を当社に請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力排除については、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から極めて重要であると認識しており、その排除に向け、以下

のとおり基本方針を定めているとともに、具体的な対応策として、反社会的勢力対応規程を整備しております。

1.「反社会的勢力対応規程」に則り、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけでなく、組織全体として対応する。

2.反社会的勢力による不当要求に対応する職員の安全を確保する。

3.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、特殊暴力団防止対策連合会、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

4.反社会的勢力とは関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

5.反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

- 6.反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- 7.反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

